栄養士・看護師雇用補助金について

１．栄養士雇用補助金

　　①要件

・1日あたり6時間以上かつ1か月あたり20日以上勤務すること。

・入所児童に対する献立の作成，栄養指導等を行う栄養士を雇用していること

※労働者派遣事業により派遣された者を含みます。

　　②補助金額

　　　月額22,900円

２．看護師雇用補助金

　　①要件

　　　・生後57日の乳児を受け入れる認可事業であること。

　　　　・1週あたり20時間以上勤務（１週当たり20時間未満勤務の看護師または准看護師を複数充てる場合で，勤務時間数の合計が20時間以上となる場合を含む。）すること。

　　　・産休明け児童等の処遇，健康管理等を行うこと。

　　　　※産休明け児童が現に在籍していないが，産休明け児童を受け入れることとしている事業を含みます。

※労働者派遣事業により派遣された者を含みます。

※保育士とみなされている看護師又は准看護師は対象となりません。

　　②補助金額

　　　看護師　　月額102,100円

　　　准看護師　月額86,700円